

事業群評価調書(令和3年度実施)

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	事業群①:警察本部 生活安全企画課 事業群④:警察本部 組織犯罪対策課 事業群⑤:警察本部 サイバー犯罪対策課	①:宮下 直樹 ④:平井 隆史 ⑤:林田 克盛
施策名	1 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進	事業群関係課(室)	少年課、交通・地域安全課、道路維持課、業務行政室	
事業群名	① 安全・安心を実感できる社会づくりの推進	令和2年度事業費(千円)	※下記「2. 令和2年度取組実績」の事業費(R2実績)の合計額	63,291
	④ 組織犯罪対策の推進			55,911
	⑤ サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進			12,968

1. 計画等概要

(長崎県総合計画テェンヅ&チャレヅ2025 本文)				(取組項目)						
<p>①県民や観光客が安心を実感できる社会づくりを推進するため、県民、事業者、行政等が協働して自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図るとともに、防犯カメラの効果的活用などにより、犯罪の被害に遭いにくい環境を整備します。</p> <p>④安全で安心な県民生活を確保するため、暴力団等による犯罪、薬物・銃器に関する犯罪及び来日外国人組織による犯罪を徹底検挙するとともに、官民一体となった活動により暴力団の排除及び犯罪の未然防止に取り組みます。</p> <p>⑤社会全体のサイバーセキュリティ意識を高揚させるため、サイバーセキュリティボランティア活動などを活用した情報発信活動を推進します。また、深刻化するサイバー空間の脅威に対処するため、高度な情報通信技術を有する産業界・学術機関と連携した人材育成・情報共有などにより、サイバー犯罪への対処能力の強化を図ります。</p>				<p>i) 広報啓発・防犯カメラの効果的活用等による子供・女性・高齢者等を守る総合的な犯罪予防対策の推進(事業群①)</p> <p>ii) 自主防犯意識の高揚及び自主防犯活動の活性化対策の推進(事業群①)</p> <p>iii) 犯罪被害者等に対する支援の充実(事業群①)</p> <p>iv) 暴力団総合対策(事業群④)</p> <p>v) 来日外国人犯罪対策(事業群④)</p> <p>vi) 薬物銃器犯罪対策(事業群④)</p> <p>vii) サイバーセキュリティ意識の高揚に向けた情報発信及び広報啓発活動の推進(事業群⑤)</p>						
事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	安全・安心に関する情報発信数		目標値①	/	/	/	/	/	3,500件以上(毎年)	
			実績値②	2,892件(H29~R元年平均)	/	/	/	/	進捗状況	
			達成率②/①	/	/	/	/	/	—	
	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	
	暴力団勢力数		目標値①	H28~R2年の平均値を下回る	H29~R3年の平均値を下回る	H30~R4年の平均値を下回る	R1~R5年の平均値を下回る	R2~R6年の平均値を下回る	R2~R6年の平均値を下回る(R7年)	
			実績値②	約260人(H27~R元年平均)	/	/	/	/	進捗状況	
			達成率②/①	/	/	/	/	/	—	
	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	
サイバーセキュリティ講話の受講者数		目標値①	13,000人	13,000人	13,000人	13,000人	13,000人	13,000人以上(毎年)		
		実績値②	12,599人(H29~R元年平均)	/	/	/	/	進捗状況		
		達成率②/①	/	/	/	/	/	—		

①コロナ禍に伴い、安心講話などの対面型の活動が大幅に減少し、今後もこの傾向が続くことが考えられることから、対面型の活動だけでなく、非対面型の手法として、テレビ、新聞、メール配信サービス、SNSなどのあらゆる媒体、手段を通じた活動に力を入れ、県民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化に繋がる情報発信を推進している。

令和3年4月末時点で1,067件の安全・安心に関する情報を発信しており、一月当たりの件数としては概ね達成しているものの、さらに発信数を伸ばしていく必要がある。

今後も、県下22警察署と連携し情報発信の重要性を組織で共有の上、積極的に安全・安心に関する情報発信を推進する。

④暴力団排除活動と暴力団員等の検挙活動を推進し、暴力団勢力数の減少につながっている。

⑤深刻化するサイバー空間の脅威に対処するためには、県民全体のサイバーセキュリティに対する意識を高揚させる必要があり、そのためには全年齢層の県民に対し、各種情報発信を行うことが重要であり、一人一人が直接受講する講話は効果が期待できる。

平成29年から令和元年までの年間平均受講者数は12,599人であり、この活動を活性化させることにより、最終目標の達成は十分に見込まれる。

2. 令和2年度取組実績(令和3年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要  令和2年度事業の実施状況 (令和3年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和2年度事業の成果等
				R元実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R元目標	R元実績	達成率	
				R2実績					R2目標	R2実績		
				R3計画	R3目標	R3実績						
事業実施の根拠法令条項				事業実施の根拠法令条項								
事業期間				法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業	他の評価 対象事業 (公共、研究等)	事業対象					
所管課(室)名												
取組項目 ii	○	1	地域安全活動推進事業	23,060	17,775	177,374	防犯講習会、防犯キャンペーン等の実施により自主防犯意識の高揚及び自主防犯活動の活性化を図るとともに、防犯カメラの設置拡充、コールセンター事業による特殊詐欺被害防止広報、防犯CSRの働き掛け等を実施し、犯罪の起きにくい社会づくりを推進した。	【活動指標】	2,200	2,490	113%	●事業の成果 地域住民等に安全情報を提供するとともに、コロナ禍の情勢に配慮した防犯講習会、防犯教室等の開催に継続的に取り組むことにより、自主防犯意識が高揚した。
				19,617	15,963	177,604		防犯講習会、防犯教室の開催回数(回)	2,200	1,603	72%	
				22,641	16,809	164,913		防犯講習会、防犯教室の開催回数(回)	1,600			
			警察法第2条			【成果指標】	650	863	132%			
—			防犯診断等自主防犯活動の実施(回)	650	511	78%						
生活安全企画課	○	—	—	地域住民、児童、生徒等	防犯診断等自主防犯活動の実施(回)	500						
取組項目 i	2	道路照明灯(防犯灯)整備事業	3,565	3,565	0	夜間に発生する犯罪を未然に防ぐため、県が管理する国道・県道において、関係市町と協議し、防犯灯の設置を行った。	【活動指標】	数値目標なし	20	—	●事業の成果 防犯灯の設置区間においては犯罪が発生していないことから、安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会づくりに寄与している。	
			2,450	2,450	0		防犯灯設置基数(基)	数値目標なし	12	—		
			2,000	2,000	0		防犯灯設置基数(基)	数値目標なし				
		—			【成果指標】	0	0	100%				
		H20-R3				防犯灯設置区間における夜間路上犯罪発生件数(件)	0	0	100%			
道路維持課	—	—	—	県管理道路利用者	防犯灯設置区間における夜間路上犯罪発生件数(件)	0						
取組項目 ii	4	防犯まちづくり推進事業費	43,949	39,678	742,904	「非行少年を生まない社会づくり」のため、少年サポートセンターの少年補導職員を中心に、県下12名配置の警察OBからなるスクールサポーターと連携して各学校が抱える個別問題について情報共有し、解決に向けた助言を行ったほか、児童・生徒に対する非行防止教室、再犯のおそれなど問題を抱えた少年に対する立ち直り支援活動、継続補導等を推進した。	【活動指標】	450	463	102%	●事業の成果 コロナ禍のため、非行防止教室の実施回数は目標に届かなかったものの、可能な範囲で個別の支援活動に注力した結果、令和2年中の非行少年は過去最少の141人となり成果目標を達成した。	
			41,224	37,365	719,808		非行防止教室の実施回数(回)	400	347	86%		
			44,048	38,494	701,273		非行防止教室の実施回数(回)	350				
		警察法第2条			【成果指標】	280	194	144%				
		少年課	○	—	—	少年	非行少年の人数(人)	250	141	177%		
取組項目 iii	○	5	犯罪被害者等支援推進事業				犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会を実現するため、市町をはじめとした関係機関と構築した推進体制における会議の開催・シンポジウム等による県民への犯罪被害者等支援の広報・意識啓発活動や犯罪被害者等が安心して仕事を続けることができるような環境づくりの構築、年々相談件数が増加傾向にある性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターの支援内容の充実を図る。	【活動指標】				—
				11,765	8,636	7,853		県民への広報・意識啓発活動人数(人)	75,000			
				(R3新規)R3-5				【成果指標】				
交通・地域安全課	—	—	—	県民・観光旅行者	「サポートながさき」で受理した相談対応件数(件)	510						

取組項目iv	○	6	暴力団総合対策の推進事業	31,012	21,366	343,613	長崎県暴力追放運動推進センターと連携し、暴力団員による不当要求に対応するための知識や技能を身につけさせることを目的とした不当要求防止責任者講習や、企業・行政機関に対する研修会を開催し、619人が受講した。警察署及び警察本部の相談窓口のほか、暴力団対策テレホン等による相談窓口を24時間開設し、暴力相談の受理体制を充実させ、受理した暴力相談を端緒とし、継続的に掘り下げた捜査や被害者に寄り添った対策を実施し、積極的に事件化するともに、捜査手法の高度化を図るなどして暴力団犯罪の検挙、取締りを強化した。	【活動指標】	2,000	2,307	115%	●事業の成果 新型コロナウイルス感染拡大により、多くの研修会が中止となり、受講者数は目標値を大きく下回ったものの、あらゆる機会を利用して暴力相談業務の有益性を理解してもらう広報活動等を継続して実施し、暴力相談件数が増加した。被害者等からの相談を端緒として、多角的な情報収集や継続的な掘り下げ捜査を行うとともに、被害者に寄り添った対策を実施して、積極的な事件化に努め、検挙又は行政命令に結び付けた。
				29,951	20,459	345,821		不当要求防止研修会等受講者数(人)	2,000	619	30%	
				30,984	21,214	323,544		【成果指標】	20	23	115%	
			警察法第2条			R元.2:暴力相談を契機とした事案解決(事件検挙、行政命令)件数(件)	20	21	105%			
			組織犯罪対策課	○	—	—	暴力団関係者、被害者、企業、行政機関、全県民、警察官	R3:暴力団勢力数の3分の1の検挙数(当該年の勢力数)	—	/	/	
取組項目v	○	7	来日外国人犯罪対策の推進事業	7,164	4,188	136,014	来日外国人の犯罪被害防止等を目的として、外国人労働者(技能実習生等)や留学生を対象とした講習会及び受入企業・教育機関に対する広報啓発活動を行った。また、来日外国人による犯罪の取締りを実施するとともに、来日外国人犯罪の捜査能力向上を目的とした教養や語学研修会を実施した。	【活動指標】	220	234	106%	●事業の成果 コロナ禍の影響で活動指標の目標には達しなかったが達成率7割以上を維持した。成果指標については前年より8件5人上回った。
				7,393	4,196	133,791		各種会議・研修会の開催数(回)	240	175	72%	
				9,142	5,250	134,287		【成果指標】	数値目標なし	25件22人	—	
			警察法第2条			来日外国人犯罪検挙数(件・人)	数値目標なし	33件27人	—			
			組織犯罪対策課	○	—	—	来日外国人、県民、警察官	数値目標なし	/	/		
取組項目vi	○	8	薬物・銃器対策推進事業	10,071	6,437	274,413	潜在化する薬物・銃器犯罪に対する効果的な取締りを行った。 違法薬物の乱用防止、銃器根絶と取締りに対する理解と協力を得るため、例年、関係機関と連携して実施していたキャンペーンが新型コロナウイルス感染拡大により中止となったことから、県警ホームページやテレビ、新聞を活用した広報啓発活動を推進した。	【活動指標】	2	2	100%	●事業の成果 効果的な薬物・銃器事犯取締りの実施に加え、違法薬物・銃器の違法性、有害性等に対する県民の認識を高めるため、継続した広報啓発活動を実施したところ、県民からの情報提供等の捜査協力を得ることができ、薬物事犯の検挙や銃器の押収につながった。
				8,481	4,813	238,632		キャンペーンの回数(回)	2	0	0%	
				9,332	5,359	255,223		【成果指標】	数値目標なし	47	—	
			警察法第2条			薬物事犯検挙人員(人)	数値目標なし	47	—			
			組織犯罪対策課	○	—	—	全県民、警察官	数値目標なし	/	/		
取組項目vii	○	10	サイバー犯罪対策推進事業	12,605	7,466	164,648	サイバー犯罪捜査用資機材を活用し、サイバー犯罪の捜査を推進した。 また、産・学・官の長崎県サイバーセキュリティに関する相互協力協定を活用し、県内事業者のセキュリティ意識の向上に資する連携した活動を実施した。 サイバー犯罪に関する相談については、相談内容に応じて、捜査に着手したほか、助言指導も行っており全ての相談に対応した。 また、高校生等が情報リテラシー等について学び、その生徒たちが小中学生に授業を行うサイバーセキュリティボランティア事業についても推進した。	【活動指標】	数値目標なし	2,130	—	●事業の成果 サイバー犯罪捜査用資機材を活用した解析を積極的に実施し、犯罪捜査を推進した。 また、サイバー犯罪に関する県民からの様々な相談に対しては、全ての相談に対応し、県民の不安に寄り添った活動を実施した。
				12,968	8,037	152,568		R元.2:サイバー犯罪捜査用資機材による解析件数(件)	数値目標なし	2,550	—	
				16,152	9,021	153,134		R3:サイバーセキュリティボランティア団体数の維持(団体)	9	/	/	
			警察法第2条			【成果指標】	100	100	100%			
			H12-					R元.2:サイバー犯罪に関する相談対応率(率)	100	100	100%	
			サイバー犯罪対策課	○	—	—	インターネットを利用する県民、企業	R3:サイバーセキュリティボランティアによる講話実施回数(回)	16	/	/	

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 広報啓発・防犯カメラの効果的活用等による子供・女性・高齢者等を守る総合的な犯罪予防対策の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 各種防犯講習会、防犯教室等を開催し、タイムリーな情報発信及び報道提供により自主防犯意識の高揚を図るとともに、街頭防犯カメラの設置拡充、コールセンター事業による特殊詐欺被害防止広報等を実施した結果、令和2年中の刑法犯認知件数が前年と比較して595件減少(増減率-17.5%)するなど、犯罪の起きにくい社会づくりに大きく貢献したが、住宅対象侵入盗、乗り物盗、車上ねらいなどの発生においては、依然として無施錠による被害が目立つなど課題が認められた。また、コロナ禍での社会情勢の変化に直面したことによる各種防犯講習会、防犯教室等の実施回数の減少や、地域の防犯ボランティア団体構成員の高齢化による活動の低調化が今後の治安維持の懸念材料となっている。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 県民が安心感を実感できる地域社会の実現のため、社会情勢に応じて防犯講習会等の対面型の活動も実施しつつ、非対面型の広報・情報発信活動を積極的に推進し、タイムリーかつ訴求力のある情報について、あらゆる機会、手段(媒体)を通じて心に響くような情報発信を推進していく。 なお、今後もコロナ禍の情勢に応じてその都度活動を見直していく必要がある。 ボランティアの活性化に関しては、地域に根付いて事業活動を展開している事業所に、社会貢献活動の一環として防犯活動を実施することを奨励し、既存の防犯ボランティアと協働した取組を行うことにより、安全・安心まちづくりに対する意識の相乗効果をねらいとして推進していく。</p>
<p>ii 自主防犯意識の高揚及び自主防犯活動の活性化対策の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 自治会等や企業・団体に対する自主防犯取組の呼び掛けを計画的に行ったことにより、当課の事業の「犯罪のない安全・安心まちづくり宣言」事業において、社会貢献活動に取り組む自治会・事業者数は増加したところであるが、参加意思を示している自治会や企業等の中には活動が低調なところもあり、安全で安心して暮らせる長崎県をつくるためには、参加自治会・団体の活動を活性化させる必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 自治会・事業所の取組好事例を掲載した広報誌を発行するとともに、取組が特に優秀な団体を表彰して、各団体の取組意欲の増進を図ることとしている。</p>
<p>iii 犯罪被害者等に対する支援の充実</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 犯罪被害者等支援条例未制定の自治体への訪問活動による条例制定の働きかけや定期的情報交換等により、今年度、全ての市町において条例が整備されることとなったところであるが、これまでに実際に犯罪被害者等支援に対応した市町はわずかであり、各市町の担当職員の対応能力強化と部門横断的な体制構築が必要である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 市町担当職員を対象に、想定に基づく実践訓練を開催したり、担当職員が一堂に会する会議において実例の意見交換の場を設定するなどして市町の担当職員の対処能力向上を図ることとしている。</p>
<p>iv 暴力団総合対策</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 暴力団は、社会情勢の変化に応じて、その資金獲得活動を多様化・巧妙化させるとともに、組織実態を不透明化させていることから、人的、物的基盤と資金源に打撃を与える対策をさらに推進したことにより、暴力団構成員の減少につながった。また、暴力団関連の事案については、報復や後難を恐れて被害の相談や申告をためらい、依然として潜在化する傾向にある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 暴力団壊滅のためには、取締りと暴力団排除活動により暴力団の人的、物的基盤と資金源に打撃を与える各種対策が必要不可欠であり、潜在化しやすい暴力団犯罪を1件でも多く掘り起こし、検挙に繋げる。また、研修会やキャンペーンをはじめ、あらゆる機会を利用して広報啓発活動を推進し、県民の暴力団排除に対する機運をさらに高めていく必要がある。</p>
<p>v 来日外国人犯罪対策</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 外国人との共生社会の実現のためには、生活者としての外国人に対する支援が必要であり、外国人の犯罪被害防止は重要課題の一つと捉え、外国人やその受入企業・教育機関を対象とした講習会など広報啓発活動により意識の醸成が図られた。今後、外国人技能実習生や特定技能外国人等の外国人材受入れ拡大による来日外国人の更なる増加が予想され、それに伴い、より一層の交通安全対策、事件・事故、各種トラブル、人権問題等への対応が必要とされることから、各種広報啓発活動に加え、来日外国人からの各種相談対応の強化を推進する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 来日外国人からの各種相談受理等においては外国語によるコミュニケーションが必要とされることから、外国人部内通訳人の能力向上や民間通訳人の確保と共に外国人対応に関する部内教養等を推進して外国人対応能力の更なる向上を図り、来日外国人からの各種相談対応を強化する。</p>
<p>vi 薬物銃器犯罪対策</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 違法薬物の乱用防止、銃器根絶に向けた広報活動を実施したことにより、薬物による健康被害、社会への悪影響等の正しい知識を普及し、薬物・銃器事犯の検挙につながる情報提供がなされるなど一定の有効性が認められた。しかしながら、近年、全国的に若年層を中心として大麻乱用者が増加傾向にあり、県内でも同様の傾向が認められるため、さらなる取締りと広報啓発活動を行うとともに、各種事案に対する警察官の対応能力向上のための訓練、研修が必要である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 潜在化する薬物銃器事犯、特に増加傾向にある大麻事犯に対応するために、取締りの強化と対応能力の向上に向けた各種研修等の実施及び違法薬物の乱用防止と銃器根絶に向けた広報啓発活動を実施するとともに、引き続き、警察官の訓練、研修を実施する。</p>

vii サイバーセキュリティ意識の高揚に向けた情報発信及び広報啓発活動の推進	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>サイバー犯罪被害抑止に向けて、サイバー犯罪対策課の公式LINEアカウントを使用した広報啓発活動などを実施した。また、警察官による講話のみならず、サイバーセキュリティボランティア事業による講話を推進し、特に少年に対するサイバー空間における規範意識及び被害防止のための意識醸成が図られた。今後は、被害が増加傾向にある高齢者に対する被害防止対策が課題である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>公共空間化が進むサイバー空間において、県民が安心して暮らせるデジタル社会を実現するため、県民の誰をも取り残さないデジタルセキュリティ、デジタルリテラシーの向上と定着を図るため、あらゆる機会・手段を通じたタイムリーな情報発信を推進していく。</p>

#### 4. 令和3年度見直し内容及び令和4年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和3年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和3年度の新たな取組は「R3新規」等と、見直しが無い場合は「―」と記載	令和4年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 ii	○	1	地域安全活動推進事業 — 生活安全企画課	コロナ禍による社会情勢の変化に伴い、安全・安心講話の受講者数は減少し、また特殊詐欺は依然として多数の被害が発生していることから、自治体、事業者等の関係機関と連携の上、あらゆる機会・手段を通じて情報発信を行い、効果的な広報啓発活動に取り組む。	②	今後も、コロナ禍による対面型活動の制限が継続されることが予想され、安全・安心講話の受講者数の減少が見込まれる。自治体、事業者等の関係機関との更なる連携を図り、あらゆる機会を通じて、幅広い広報媒体を利用した安全・安心に関する情報発信を行い、特殊詐欺を始めとした各種犯罪に対する県民の抵抗力の強化及び防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図り、犯罪の起きにくい社会づくりを推進する。	改善
取組項目 i		2	道路照明灯(防犯灯)整備事業 H20-R3 道路維持課	犯罪発生 of 未然防止に向けて、波佐見町において、県や市町の道路管理者及び地元住民等と現地確認、意見交換を実施し、効率的な防犯灯の配置に向けて見直しを行った。	②	夜間に発生する犯罪を未然に防ぐため、波佐見町における意見交換の結果を踏まえて、効率的に事業を実施する。なお、当事業は令和3年度に全計画箇所の実施を完了する予定である。	終了
		3	少年非行防止対策事業 — 少年課	非行少年の低年齢化、再犯少年の割合の高止まり、SNSの利用に起因する非行や犯罪被害の増加といった課題を踏まえ、少年補導職員の資質向上のための取組の充実や、広報啓発資料の内容見直しを図ることとした。 また、定例的な会議の内容見直しなどにより、少年の非行防止対策として真に必要な取組の選択と集中を図った。	②	少年の非行情勢を的確に把握し、その分析を踏まえた上で、関係機関・団体、ボランティアとの連携強化や、担当職員の資質向上などを通じて、非行防止教室や立ち寄り支援活動の更なる充実を図ることにより、少年の非行防止対策を推進する。 なお、いわゆるアフターコロナを見据えて、広報啓発等において新しい手法の検討・取り入れも進めていく。	改善
取組項目 ii		4	防犯まちづくり推進事業費 R3新規 (R3新規)R3-5 交通・地域安全課		②	自治会等の団体に自主防犯活動に取り組んでもらう「安全・安心まちづくり宣言」事業は、高齢者をはじめ県民が多く防犯活動に取り組むことができるよう「ながら見守り」を活動内容に盛り込み、一層の自主防犯活動への参加を促す。また、防犯・交通安全に関する社会貢献活動に取り組む事業者の「防犯・交通安全パートナー」事業においては、より一層の活動の活性化を図るため、事業者対象の研修や活動の情報発信を行っていく。	改善
取組項目 iii	○	5	犯罪被害者等支援推進事業 R3新規 (R3新規)R3-5 交通・地域安全課		⑤	県内の市町において犯罪被害者等支援条例が制定されたことに伴い、今後はその効果的運用が求められることから、実践訓練等による市町の犯罪被害者等支援総合対応窓口職員の資質向上を図るとともに、犯罪被害者等支援の施策や二次被害防止のため、各種周知啓発活動を図っていく。	改善
取組項目 iv	○	6	暴力団総合対策の推進事業 — 組織犯罪対策課	暴力団排除を効果的に推進するため、不当要求防止責任者講習をはじめとする各種研修会において、視聴覚教材を活用するなど社会からの暴力団排除と離脱支援等の働きかけを行うとともに、暴力団員の検挙を推進するため、捜査員の訓練や研修等を実施し捜査能力の向上を図った。	②	暴力団の勢力数を減少させるには、検挙活動と暴力団排除活動の両面から対策を講じる必要があるが、近年、暴力団犯罪も多様化・複雑化していることから、それに対処する捜査員の能力を向上させるため、訓練や各種教養を実施して検挙活動につなげるとともに、一人でも多くの県民に暴力団排除と離脱支援の重要性について理解してもらうために、各種研修会等において、ロールプレイング等の創意工夫した教養を実施するなど、官民一体となった施策を推進して、暴力団の勢力数を減少させる。	改善

取組項目 v	○	7	来日外国人犯罪対策の推進事業	特定技能制度の創設による外国人労働者の受入れ拡大等の情勢の変化に伴い、今後、来日外国人の増加が予想されることから、これに的確に対応するため、各種会議・研修会の対象及び回数を拡大するとともに、来日外国人に係る犯罪被害の防止に指向した対策を実施する。	②	外国人との共生社会の実現に向け、来日外国人に係る犯罪被害の防止と合わせ、外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透を防止するため、更なる体制の強化、講習頻度や内容の充実を図るとともに、関係行政機関等と協力し、来日外国人からの相談対応を強化するなど、実態に即した効果的な方法で本事業を推進していく。	改善
		—	組織犯罪対策課				
		—	組織犯罪対策課				
取組項目 vi	○	8	薬物・銃器対策推進事業	社会情勢の変化に伴い、潜在化する薬物・銃器事犯に対する対処能力の向上に向けた各種研修等を実施するとともに、全国的に増加傾向にある若年層による大麻事犯の抑止及び捜査への協力を求めるため、各種広報啓発活動を実施する。	②	薬物・銃器事犯については、多様化、潜在化が進んでいることから、これら事犯に対する取締りを強力に進めるため、研修等により対処能力の向上をはかる(受講者の対象を拡大)。また、違法薬物・銃器に対する県民の排斥意識の醸成や、スクールサポーターを活用し若年層への薬物事犯の浸透阻止、警察捜査に対する協力を確保していくために広報啓発活動を更に推進していく。	改善
		—	組織犯罪対策課				
		—	組織犯罪対策課				
取組項目 vi	○	9	薬物乱用対策費	大麻をはじめとする薬物事犯の未然防止のため、特に高校生や大学生等に対する啓発活動について、オンライン講演会やwebによる情報発信など、新たな手法を検討するとともに、薬物乱用防止教室等を継続して実施していく。	②	薬物事犯は後を絶たないため、関係機関と連携し、より早い段階から薬物に対する正しい知識の普及を図り、薬物乱用を断る強い意志を身につけさせるため、薬物乱用防止教室をはじめとする若年層を中心とした啓発活動を継続して実施し、薬物事犯の未然防止に努める。	改善
		S48-	薬務行政室				
		—	薬務行政室				
取組項目 vii	○	10	サイバー犯罪対策推進事業	サイバー犯罪被害抑止に向け、サイバー犯罪対策課の公式LINEアカウントや県警ホームページを活用した情報発信を推進してきたが、併せて高齢者を対象とした広報啓発活動に取り組む。	②	サイバー犯罪被害抑止に向けた広報啓発活動を推進するため、民間企業の参画による取組の導入を検討。官民連携を強化することで、高齢者を含む全ての県民及び事業者への情報発信を図る。	改善
		H12-	サイバー犯罪対策課				
		—	サイバー犯罪対策課				

注:「2. 令和2年度取組実績」に記載している事業のうち、令和2年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

#### 【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点